

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行方針

I 基本方針

- この条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。
 - (1) 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
 - (2) 「地域力」（地域の課題解決力）を高め、地域で暮らす障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資すること。
 - (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
 - (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

II 今後の施策等の展開

1 総則（第1章）及び障がい者を支える基本的施策等（第2章）について

- この条例に基づく障がい者施策の実施に当たり共通的な事項や理念、基本的な考え方などを定めたものであるため、道は、市町村のみならず、広く道民に周知し、さまざまな場面で配慮されるよう努めることとする。
- 第2章（「障がい者を支える基本的施策等」）については、道・市町村の施策実施に当たって配慮するのみならず、各圏域における第41条に基づく「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）や地域自立支援協議会において、関係者が連携して、その実現に向けた協議を行うよう配慮するとともに、道においても、第49条に基づく「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」（以下「推進本部」という。）において、部局横断的な検討を行うものとする。

2 障がい者の権利擁護（第3章）について

〔権利擁護と合理的配慮〕

- 道及び道民等（道民、事業者及び関係団体をいう。以下同じ。）による障がい者の権利擁護への配慮義務（第19条）、障がい者が生活するために必要な場における合理的配慮の努力義務（第20条前段）について、道は、市町村や関係団体等幅広い関係者と連携して、十分に周知を図るとともに、地域づくり委員会等の場を通じて、その具体化に向けた取組みを行う。
- 特に、合理的配慮について、各圏域の地域づくり委員会等における個別の事案等の議論を通じて事例を蓄積し、道及び各地域づくり委員会において、その概念の具体化等の検討を行う。

〔差別・虐待の禁止〕

- 差別・不利益扱いの禁止（第20条後段）及び虐待の禁止（第21条）については、市町村や関係団体等幅広い関係者と連携して、十分に周知を図るとともに、個別の事案については、地域づくり委員会における救済手続（後述6（第7章）参照）等を通じて解決を図ることとする。
- なお、差別・不利益扱いの概念については、6（2）③の「差別・不利益扱いに関する指針（案）」などを参照しながら、総合的に判断するものとする。

3 障がい者が暮らしやすい地域づくり（第4章）について

- 第22条に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するための基本指針（以下「地域づくりガイドライン」という。）については、【別紙1】のとおりとする。
- 地域づくりガイドラインに基づく地域づくりの推進に際しては、市町村の主体的な関与の下、地域の関係者が協働し、「現状」（地域ニーズの充足性）を評価し、「地域課題」（改善すべきポイント）について共通の認識を持ち、地域課題の「具体的な解決策」を協議、実施し、事後的に再評価するといった、地域住民参加型による「官民協働」の評価プロセスを重視する。
- こうした評価のプロセスにおいては、条例に基づき配置される「地域づくりコーディネーター」（第27条（1）の「市町村の取組に対する助言等を行う支援員」をいう。以下同じ。）が、地域の関係者と協働しながら、専門的な支援や助言を行う。また、コミュニティーソーシャルワーク（地域づくり）の中心的な担い手である地域づくりコーディネーターの重要性にかんがみ、道は、その資質向上に努める。

- 地域づくりガイドラインに基づく評価の単位は、市町村を原則とするが、市町村単位での対応が困難な場合など、必要に応じ、複数市町村共同の広域評価など柔軟な対応を検討する。
- 地域づくりガイドラインに基づく評価に当たっては、地域のサービス資源に関する「地域の社会資源マップ」を作成することとし、インフォーマルを含め、地域ニーズを満たすサービス資源のあり方を各地域で検討する。また、地域づくりガイドラインに基づく具体的な取組みの参考となる事例集を策定するとともに、事例集のホームページでの公開や地域づくりコーディネーターの活動を通して道民への周知を図る。

4 障がい者に対する就労支援（第5章）について

- 道は、第28条に基づき、一般就労及び福祉的就労の双方を視野に入れた総合的な障がい者の就労支援施策を講ずるものとし、具体的な施策の推進については、第29条に基づき、別に策定する就労支援推進計画（「新・北海道働く障がい者応援プラン」。以下「新プラン」という。）に基づき、庁内関係部局はもとより、幅広い関係者が連携した取組みを行う。
- この条例に基づく就労支援の推進に当たっては、関係部局が適切に連携し、第30条に基づく認証制度、第31条に基づく指定法人制度、第32条に基づく道による調達等への配慮などの施策を効果的に活用する。

5 北海道障がい者就労支援推進委員会（第6章）について

- 北海道就労支援推進委員会は、4の取組みを推進するに当たって効果的となるよう委員の選定及び運用を行うものとする。
- 委員については、その一部を公募する。

6 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）について

（1） 実施体制

〔設置及び事務担当〕

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（条例第41条に基づくものをいう。以下「地域づくり委員会」という。）は、14圏域に設置する。
- 事務局は、保健福祉事務所が担う。

〔委員の選任〕

- 地域づくり委員会の委員は、第44条各号に規定する者のうちから、それぞれ

に偏りがないう、かつ、委員会の協議にふさわしい知見を有する人材を選任する。また、障がい者の意向が協議に反映できるよう配慮するものとする。

- 委員については、その一部を公募する。
- 各委員会ごとに委員又は地域づくり推進員のうち少なくとも1名は、法律に関する専門的な知見を有する者を選任する。

〔地域づくり推進員〕

- 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を総理するとともに、第47条に基づく調査、第48条に基づく指導、知事に対する勧告の求め等の高度かつ重要な役割を担うことにかんがみ、こうした役割にふさわしい高い人格識見を有する者を選任する。

〔委員会の開催〕

- 委員会は、委員3名以上の参画により開催するものとする。ただし、虐待に関する事案、障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案、著しい暮らしづらさに該当する事案を協議する場合については、委員5名以上の参画により開催しなければならない。

〔参考人の活用〕

- 協議に当たっては、第46条第4項に基づき、必要に応じて参考人を参画させることができることとされているが、参考人については、専門的な知見を有する者、協議事案と同じ障がいを有する障がい者の参画を求める場合などに積極的に活用する。
- 特に、個別権利擁護部会（仮称）における個別事案の協議に際しては、参考人を活用することにより、障がい類型に応じた障がい者が協議に参画できるよう十分に配慮する。

（2） 運営

〔協議への参加者〕

- 地域づくり委員会においては、幅広い事項を所掌していることにかんがみ、議題に応じて、委員及び委員以外の地域の関係者を柔軟に参加させるよう配慮する。

〔運営に当たっての留意事項〕

- 地域自立支援協議会と密接な連携を保つものとし、地域自立支援協議会では解

決が難しい広域課題等を含めた協議を行う。

- 事務局は、委員会の運営に当たっては、地域の幅広い関係者と連携した対応を行うなど、効果的な運営となるよう工夫と配慮を行うものとする。
- 地域づくりコーディネーターは、事務局と一体となって、委員会の運営を支援するとともに、各地域とのつなぎ役として、市町村、地域自立支援協議会等との密接な連携が図られるよう努める。
- 地域づくりガイドラインに基づく取組み、各市町村及び圏域ごとの障がい福祉計画の達成状況などについても、十分に勘案する。
- 圏域ごとで解決が困難な課題については、第49条に基づき設置される「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」に協議を求めるものとする。

〔現行の協議組織の再編〕

- 地域づくり委員会の発足に際し、既存の類似の協議組織については、地域づくり委員会に再編・統合する方向で検討することとする。

（3） 個別権利擁護部会（仮称）の設置

〔個別事案の解決に向けた協議〕

- 障がい者の権利擁護に関する個別事案の協議については、協議体制について特別な配慮が必要であることから、地域づくり委員会に「個別権利擁護部会（仮称）」を設置し、地域づくり推進員及び委員が中立かつ公平の立場により、両当事者の主張を十分に聴取し、対話を通じた解決が図られるよう協議を行うものとする。
- 悪質性の高い事案については、第47条に基づく調査、第48条に基づく改善のための指導、勧告等の権限を適切に行行使することとする。

〔差別・不利益扱いに関する指針〕

- 個別事案の協議に当たって、第20条に規定されている差別・不利益扱いへの該当性については、事案に係る関係者、参考人等の意見を聴取した上で、背景事情等を含めた関連する事案を踏まえて協議を行い、【別紙2】を勘案し、個別事情を踏まえて総合的に判断するものとする。

〔個別権利擁護部会（仮称）の運営に当たっての留意事項〕

- 個別事案を扱うことにかんがみ、プライバシーの保護等に十分配慮する。
- 審議に当たっては、地域づくり推進員及び委員は、中立かつ公平の立場から客観的に協議を行わなければならない。

- 積極的な参考人の参画を求め、障がい者を含めた幅広い関係者が協議できるよう配慮する。
- 障害者相談員制度等を活用し、より身近な地域に「地域相談員（仮称）」を配置することとし、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図る。また、身近な相談窓口を案内できる電話相談窓口を設置する。
- その他手続については、次の方針等を踏まえ、要綱等において別途定める。
 - ・ 原則として、各保健福祉事務所に対する申立てにより、協議を開始するものとする。なお、申立ては、本人はもとより、保護者、支援者等も行うことができること。
 - ・ 原因行為から1年以上経過した事案、判決・裁決により確定した事案、裁判所において係争中の事案、行政不服審査法その他の法令により不服申立てをすることができる事案、現に犯罪捜査の対象となっている事案等は、協議の対象としないこと。
 - ・ 可能な限り、市町村における地域自立支援協議会など、より身近な解決の手段を優先すること。

(4) 調査・指導・勧告

- 調査・指導・勧告の運用方針については、それぞれ次のとおりとする。

	条例上の要件	運用方針
調査（第47条） 勧告（第48条）	虐待に関する事案 ----- 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案	第21条の定義に該当する行為をいう。 ----- 次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。 ・虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。 ・意図的で悪質性の高いものであること。 ・継続又は再発のおそれが高いものであること。
指導（第48条）	著しい暮らしづらさに該当する事案	次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。 ・暮らしづらさの原因となる者が意図的であるか否かを問わず、障がい者の生活に相当の

		<p>支障が生じる事案であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障の重大性、再発の防止等の観点から、暮らしづらさの原因となる者に対して改善のための措置を講ずることが望ましいと判断される事案であること。
	<p>すべての委員の賛成</p>	<p>協議への出席委員のすべての賛成とする。</p>

7 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）について

〔推進本部について〕

- この推進本部は、この条例に基づく施策推進に関する最高の意思決定機関であり、知事を本部長とし、副知事及び各部長等のほか、学識経験者が本部員として参画するものである。

〔推進本部の運用等〕

- 推進本部には、各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた個別事案を協議するための「調査部会」のほか、必要な部会を設けるとともに、庁内関係各部の職員から構成される「幹事会」を設置し、機動的かつ柔軟な体制で施策推進のための協議を行うこととする。
- なお、北海道自立支援協議会等の関連する機関についての関係を整理する方向で検討することとする。

地域づくりガイドライン

項目	めざす姿	めざす姿を実現するための機能等
I 相談支援体制の確保	1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。	① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。
		② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保する取組みを行っている。
		③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。
		④ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。
	2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。	① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用できる仕組みづくりを行っている。
		② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。
		③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。
		④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談従事者の異動などにより相談支援や地域自立支援協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。
		⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。
	3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。	① 相談者の望んでいる生活を実現するため、チームアプローチの考え方による個別支援(ケアマネジメント)を行っている。
		② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別支援会議を開催している。
		③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。

Ⅱ ネットワークの構築(地域自立支援協議会の設置・運営)	1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。	① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域自立支援協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取組みを行っている。	
		② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域自立支援協議会において協議し決定している。	
		③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域自立支援協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源(インフォーマルを含む)の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取組みを行う体制が確立している。	
		④ 市町村は地域自立支援協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取り組んでいる。	
	2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。	① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場(調整委員会)があり、官民が一体となった取組みが行われている。	
		② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。	
	Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握	1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。	① 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策などに活用している。
			② 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。
2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。		① 地域自立支援協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。	
		② 社会資源の把握に当たっては、事業所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。	
		③ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。	

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保	1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。	① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。
		② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
	2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保する取組みが行われている。	① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動に障害者が参加し、相互の交流が図られるよう環境を整備するなど、積極的な支援を行っている。
		② 障害者の地域での生活を見守り支援するため、コンビニ、新聞配達所等、民間企業との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。
	3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。	① 災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、日頃から、住民の自助力向上のための取組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。
		② 日頃から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための避難所として、社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。

V 障がい者の就労支援	1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。	① 市町村、関係機関、施設(事業所)等が合同で、地域における障がい者の就労支援に関して協議する場・機会を確保している。
		② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。
	2 障がい者の就労促進や職場定着の取組みが行われている。	① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。
		② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して相談できる体制を確保している。
	3 施設や障害者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。	① 地域の公的機関、民間企業等が施設(事業所)の授産製品購入や業務委託等に配慮している。
		② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。
③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。		
VI その他	1 地域自立支援協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。	① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。
		② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

ワークシート

目指す姿	機能等 (視点)	現状評価		優先 順位	目標	目標に向けた対応		
		わが町の取組(有する機能)	課題			短期目標	短期目標に向けた 具体的取組	中・長期の取組
I-1 地域の中 に、障がい 者等のニー ズをしっかり と受け止め るしくみがある。	① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。							
	② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保する取組みを行っている。							
	③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。							
	④ 地域におけるニーズをしっかりと受け止めるしくみづくりに市町村が主体的に関与している。							
	(追加)							
	(追加)							

機能の有無、できている、できていないと評価したり、点数をつけるためのものではありません。

情報を共有する、協議するプロセスが大切です。
シートは話し合うため、改善するための材料です。

全てに取り組むことは困難です。
自分たちが、できることから始めましょう。

- ・シートをきれいに埋めることが目的とならないようにしましょう。あくまでも協議のための材料です。
- ・項目 I の 1 から順番に話しあったり、一つずつの項目を必ずしも分けて考える必要はありません。メンバーによって話しやすい項目から、取り組んでください。
- ・出てきた課題すべてに取り組むことはできません。優先順位をつけましょう。
- ・ワークシートやガイドラインについてのご意見や、“わがまち”版を募集します。

【施行方針 別紙1】

1 地域づくりガイドラインとは

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下、「条例」という。）の目指す、いわば究極の目標は、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の実現です。たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いであり、また、障がい者が暮らしやすい地域は誰にとっても暮らしやすい地域でもあります。
- 「障がい者が暮らしやすい地域づくり」を実現するため、この条例では、権利擁護や就労支援、地域づくりなど様々な取組が行われることとされていますが、この「地域づくりガイドライン」は、こうした取組みの1つとして、「地域における支援体制づくり」を、市町村が中心となり、地域づくりコーディネーター、道、障がい者やサービス事業者を含む地域の様々な関係者が官民一体となって行うための手段として活用する「道具」となるものです。

2 地域づくりガイドラインの目指すもの

- 住み慣れた地域で生活したいという障がい者の願いを実現するためには、地域の中に、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐきめ細かな支援体制がなければなりません。地域で生活するため必要な基本的な施策については、国が、年金や障害福祉サービスの給付等をはじめ、様々な制度を、法律に基づき、全国一律に実施していますが、それはあたかもサイズやデザインが、あらかじめ決められた既製服のようなもので、それだけでは、生活上の困りごとから発生する様々なニーズに添ったきめ細かな支援を実施することは困難です。既存のサービスにニーズを当てはめるのではなく、1人ひとりのニーズに添ったオーダーメイドの支援につなげる、「地域ニーズ」を重視した地域の支援体制づくりが求められています。
- この「地域づくりガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）も、そうした求めに応える仕組みの1つであり、条例の規定に基づき、「地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する」ことを目的に、「市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針」となるよう作成したものです。
- 基本的な指針としてガイドラインに定めるべき事項については、条例第23条

に7項目規定されていますが、これらにより、ガイドラインが実現しようとする「めざす姿」は次の2点です。

- 1 障がい者やその家族のニーズをしっかりと受け止め、そのニーズを必要な支援にむすびつける相談支援体制と、地域課題の解決に取り組む地域のネットワーク（地域自立支援協議会）を両輪とする地域の支援体制を官民一体となって構築すること。
- 2 障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解を促進し、障がいのある人も、ない人もともに助け合える地域社会づくりを住民が一緒になって推進する地域の仕組みを構築すること。

3 地域づくりガイドライン活用にあたっての留意点

— 地域特性に応じたオーダーメイドの対応 —

- 道内の179市町村は、人口や財政の規模も、社会資源の種類や量も、また、産業構造も、これまで歩んできた歴史もそれぞれ異なります。それぞれが地域特性を持った独立した市町村であり、解決すべき地域の課題、ガイドラインのめざす姿を実現しようとした時の取り組み方針や方法などは、当然ながら、各市町村でみな異なります。

しかし、すべての市町村において検討しなければならない課題は、地域に暮らす関係機関等が協働する地域づくりのプロセスを確立することです。

障害者の生活全般の困りごとから発生するニーズは多種多様であり、1市町村役場、1事業所だけではどんなに頑張っても、ニーズを必要な支援にむすびつけることには限界があります。

地域づくりは、地域に暮らし、思いを共有化した人々との協働作業として取り組み、その理解の輪を広めることにより、はじめて新たな可能性が開かれるのです。

- このガイドラインでは、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から1つの「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分達のまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、地域自立支援協議会やニーズが集まる機能をもった「場」などにおいて、関係機関等と協働して取り組む地域づくりの進め方と、そのためのワークシートをお示ししています。これらを活用し、関係機関等が協議して、まちづくりの方針となる「我がまちづくりガイドライン」を作成し、その方針に沿って地域課題を解決する仕組みづくりを行うプロセスを重視した構成としています。

このため、このガイドラインは、単に、「めざす姿を実現するための機能等」を市町村が有しているかどうかについて、機械的にチェックするためのものではありません。ガイドラインに示した「めざす姿」を1つの目標としながら、ワー

クシートを利用し、自分達で「目標」欄に「我がまちづくりガイドライン」としての「めざす姿」を描き、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスをつくり上げていただくことを目的としています。

地域に暮らす思いを共有化した人々が協働し、自分達の暮らす地域は自分達の手でつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集して、必要な制度をつくるのだという取組みを進める際の道具としてご活用していただくことを切に願っています。

4 地域づくりガイドライン項目

- 地域づくりガイドライン項目では、上記の2つの実現しようとする「めざす姿」を14の視点に細分化して示すとともに、それぞれの「めざす姿を実現するための機能等」を例示しています。各項目ごとのねらいは次のとおりです。

I 相談支援体制の確保

ここでは、相談者のニーズをしっかりと受け止める相談窓口が確保されていること、相談者にとって安心感を持てる相談窓口として求められる機能に関すること、そして相談窓口でつかまえたニーズをニーズに添った支援につなげるための、本人による自己決定を基本としたケアマネジメントの3つの視点について記載し、官民が一体となって、地域の中にこのような相談支援体制を構築することの重要性について記載しています。

II ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）

ここでは、2つの視点を設定しています。1つ目は、地域自立支援協議会の最も重要な機能であるネットワークを構成する関係機関等が組織を超えて協働し、地域課題の解決に取り組む機能についてであり、2つ目は、条例により規定され、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさの解消に向けて地域の人々が協議し、課題解決に向けて取り組む調整委員会についてです。

また、Iの相談支援機能とIIのネットワークによる地域課題を解決するための機能は、地域で暮らす障がい者の生活を支える両輪となる、なくてはならない重要な機能です。

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

ここでは、地域で生活する障がい者の生活実態の把握とインフォーマルサービスを含む社会資源の把握という2つの視点から、障がい者の地域生活を支える取組みの基本となる情報の把握及び共有化と、それらの情報を基に地域の現状の評価を行うことの大切さについて記載しています。

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者支援体制の確保

障がい者の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを進める上で、障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解と協力は欠かせません。そのため、ここでは、住民の理解を促進すること、地域で暖かく見守る協力体制を確保すること、そして災害時の支援体制の確保の3つの視点から地域住民との連携の重要性について記載しています。

V 障がい者の就労支援

障がい者が地域で生き生きと暮らすためには就労の確保が欠かせません。障がい者の就労の確保に向け、地域や関係機関が連携し、官民が一体となった取組みが重要であることから、ここでは、関係機関等の連携・協力体制の確保に関する事、就労促進や職場定着に関する事、施設や障がい者の雇用等に取り組む企業に対する支援に関する事の3つの視点から記載しています。

VI その他

地域自立支援協議会の本質は、地域課題を解決するための機能を確保することであり、地域に暮らす様々な関係機関等が協働する取組みを継続することが重要であるとの視点について記載しています。

【施行方針 別紙2】

「差別・不利益な扱い」に関する指針

(1) 差別等の基本的な定義

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

なお、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（国連：「障害者の権利に関する条約」に準拠）

(2) 類型的な概念

① 直接的・間接的な差別等

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

② 合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。
ただし、過度の負担を課すものを除く。

(3) 分野別の概念

① 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否

し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

② 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

③ 商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

④ 労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、解雇し、又は退職を強いること。

⑤ 教育を行い、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第1条に規定する学校

をいう。)を決定すること。

- ⑥ 障がいのある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ⑦ 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、障がいを理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ⑧ 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障がいを理由として、障がいのある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 障がいを理由として、障がいのある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

(千葉県条例における「不利益取扱い」に準拠)